

# 徳川光圀の文化財保護

鈴木 暉一（茨城大学 名誉教授）

## はじめに

近世の大名の中では、水戸藩二代の徳川光圀（寛永5年（1628）～元禄13年（1700）ほど文化財保護に関して多方面にわたる実績を残した人物は他に見当らないのではあるまい。

では、なぜ光圀は文化財へそれほどの愛着を寄せるようになったのであろうか。

それは、光圀がみずから発案し、生涯にわたって継続した一大修史事業を推進する過程で、おのずから文化財への関心も高めることになったからである、と考えられる。

そこでまず、光圀の修史事業開始の事情を述べ、そのあと具体的な実例について説明することとしたい。



図1 徳川光圀陶像（久昌寺所蔵）

## 1. 修史の開始と文化財への関心

光圀は18歳の正保2年（1645）、前漢時代の史家司馬遷の『史記』伯夷伝を読んで感銘を受け、とくに史書の重要性を自覚して以来、「本朝之史記」<sup>1)</sup>の編纂への志念を抱き、まだ世子の身分ながら30歳の明暦3年（1657）、駒込の藩邸の一角に史局彰考館<sup>2)</sup>を設け、修史事業を開始する。光圀の藩主就任は34歳の寛文元年（1661）である。

光圀の死後、三代綱條によって『大日本史』と命名されることになったこの史書は、その後も延々と編纂が続けられ、2世紀半後の明治39年（1906）になってようやく終結の時を迎える。『史記』にならって本邦初の紀伝体<sup>3)</sup>の形式を採った『大日本史』は、光圀の生前、本紀は一応完成し、列伝の草稿は過半ができていたものの、志と表はほとんど手つかずの状態であった。とはいえ、光圀自身、この事業がこれほど長期にわたることになるとは予想だにしなかったのではなかろうか。

ともあれ、光圀が30歳にして修史を開始したのは、「而立」の年齢に達したとの自覚もあったろうが、それよりも、この年が江戸の大半を焼き尽くした明暦の大火の直後だったことを考えれば、大火の惨状を目のあたりにした光圀は、一日も早く修史の事業をおこして、古書・古記録の筆写・収集をはじめ、史料の湮滅を防ぎ、その保存をはからねばならないと焦燥の念にかられたからにちがいない。当時光圀が師と仰いでいた幕府の儒官林羅山は、この大火によって書庫もろとも一万巻余といわれる和漢の藏書

を失い、落胆のあまり4日後に死去するという悲劇があり、その羅山が中心となって編纂し將軍に献じた『本朝編年録』の呈上本も焼失してしまった。身近におこったこうした事件は、光圀の修史への決意をさらに強固なものとするとともに、文化財全般への関心をよせる契機ともなったのではあるまい。

光圀が藩主就任後、彰考館員に命じて本格的に史料の収集・調査に乗り出すと、藩内各地より早速、古墳からの出土品の報告や古塚からの経筒の発見などの知らせが相次いで光圀のもとにもたらされた。光圀はさらに延宝4年（1676）以降、佐々十竹（宗淳）らの彰考館員をしばしば奈良の古寺、京都の堂上家をはじめ、北は津軽、南は薩摩まで全国各地に派遣して大規模な史料調査に当らせる。全国への史料探訪は、光圀晩年近くの元禄6年（1693）まで続けられた。ちなみに、光圀の時代に限っても、修史事業に参画した者は、京都など藩外から招いた学者を含め、その数130名前後に達する<sup>4)</sup>。佐々も京都の出身者の一人である。

光圀の侍医井上玄桐の『玄桐筆記』<sup>5)</sup>には次のような記述がある。

一御代のはしめより御隠居の後迄、御心を被尽て、天下の旧記秘書共購求て写させ給ふほとに、世間無類の珍書共充棟セリ。常に仰られけるハ、堂上方の習にて珍書をハ不出門外、是以あるひハ蠹損、あるひハ火燬して鳥有となり、上代の遺事、古賢の懿蹟とも後世に伝はらざる事皆是故也。我志は繼往開來に在り、つとめて布拡へし。たとひ災變ありとも(ても)、関東・関西両地に藏置なは一方ハ伝へしとて、諸家より御所望有に隨而少も御秘惜なく御許借なされたり。堂上方にてハ不宜なされやうのよし、風説きこへしかとも、少も用ひ給ハす、いよ——しきひろめ給ひき。但我一生涯心を尽して聚置、かやうに拡く堂上の求に応する事、繼往開來の志あるに依而也。

光圀が、堂上家の古書・記録を求めてこれらを書

写し、逆に堂上家から所望されれば、蔵書を貸与したりしたのは、古書・記録を秘藏せず広く公開して、「上代の遺事、古賢の懿蹟」を後世に伝えようとするとともに、災害時、「関東・関西両地に藏置なは一方ハ伝へし」、とこれら書物の亡失を防ぐためでもあった。「我志は繼往開來に在り」とする所以である。

こうした調査の過程で、文書・記録ばかりでなく、仏像・遺跡など各種の文化財が荒廃するままに放置されていることを見聞するにつけ、光圀はその史料的価値を認識・評価すると、必ずそれら物件の修理と保存を命じ、死去するまでこれを継続する。『玄桐筆記』はまたこの間の状況を次のように的確に記している。

仏像のみにも不限、凡寺院・神社・修驗等に所蔵の文書・什物等、由緒有て後世へも可伝物をは御見聞次第、必修復被遊て御寄進被遊し也、御領にも不限、佗領の寺社へも御寄進被遊し事數多也。

実際に光圀が命じてそうした仏像・什物・文書など各種の文化財の修理・保存を行った例は藩内外を問わず枚挙にいとまないほどであるが、以下にはその代表的な事例について便宜4項目に分けて述べてみることしたい。

## 2. 仏像・神像などの修理・保存

### (1) 「静神宮印」の保存

光圀の正伝と称すべき『義公行実』<sup>6)</sup> 寛文7年（1667）11月の条には、

静の社を修するに當り、老桧の根を掘りて銅印一枚を獲る。方二寸。題して静神宮印と曰ふ。自ら其の事を記し、之を祠中に藏む。（原漢文）

とみえる。光圀40歳のときである。静神社（茨城県那珂市）の本殿建替えのため境内の大木を掘ると、甕に入った、銘に「静神宮印」とある古い銅印が発

見された。これを聞いた光圀は大層喜び、早速錦の袋に入れ黒塗りの箱に収め、その箱に発見の年月日（11月4日）、由来、寸法などをみずから記し、同社の神宝とさせた。この印は現在、国の重要文化財に指定されている。

### （2）六地蔵寺の典籍保存

茨城県水戸市六反田町の六地蔵寺には、『江都督納言願文集』、『神皇正統記』など多くの貴重な典籍（県指定文化財）が所蔵されている。光圀はこれら典籍の価値に注目し、その保護・保存に尽力とともに、工費を与えて境内に書庫としての土蔵を建てさせた。明治42年（1909）この書庫を修繕したさい、床下から慶長小判30枚と他の小判6枚が発見され、その費用に充てることができた。この小判も光圀の深慮によるものと考えられている。典籍についても光圀は、六地蔵寺三世恵範撰の『俱舎頌疏心車鈔』など五部の書に補修を加え、また別に写して副本を作らせた。これら副本には、各冊毎に二十世宥密の撰にかかる跋文があり、そこには光圀の命であることを記す次のような文言がみえる。

歳月大積し、世代は杳遠、文字は蠹蝕し、古本將に朽んとす、蟻蛾の力に弊れ、繕写する能はずして隠憂茲す。方今水戸參議源公、古を好み廢れたるを起し、邪を黜け正を擧ぐ。此書の湮滅を恐れ、而して辱も工費若干金を賜ひ、之を修補しかつ別に一通を写し、もって副本に備ふ。嗚呼夫れ、思惠崧高、功德海深なり（以下略。原漢文）<sup>7)</sup>

### （3）仏像などの調査・修理

光圀は、藩主に就任した直後の主として寛文年間に徹底した寺院整理と神仏分離の宗教政策を断行した。そのさい、不行跡の僧侶のいる寺や由緒不確かな新立の寺院など多数を破却あるいは移転させた。その一方では、由緒正しい寺社についてはこれを保護・復興につとめるとともに、仏像・神像・古碑などの修理・保存をはかった。『常山文集拾遺』<sup>8)</sup>には、仏像の修理刻銘などが26例掲載されているので<sup>9)</sup>、

次にその中から3例だけを紹介する。

#### 1) 小松寺 木造浮彫如意輪觀音像

小松寺（茨城県東茨城郡城里町）の境内には、平重盛と伝えられる墓があり、同寺にはその重盛の念持仏と称される木造浮彫如意輪觀音像がある（図2）。光圀は、みずから像を収めたケースの背面に、貞享4年（1687）に傷んでいたこの像を修理し、その尊厳を永く伝えるために、その由来を記す、と書いて刻んだ（図3）。

小松寺伝來如意輪像、弘法雕せる所なり。予新たに尊嚴を加へ、隔つるに水晶を以てす。これ物の像を汚するを畏るる也。（原漢文）

貞享四年丁卯十一月 光圀 印

光圀は、この像が弘法大師空海の作とし、新たに水晶のケースに入れて保護しようとしたわけであ



図2 木造浮彫如意輪觀音像（小松寺所蔵）



図3 光圀修理刻銘（小松寺所蔵）

る。この像は縦8.5cm、横7.8cm、厚さ1.3cmで、戦前は国宝中一番小さなものといわれていたが、現在は重要文化財。晩唐時代の作で日宋貿易の渡来品と考える説が有力。なお、水晶のケースは現在は失われてしまったようである。

## 2) 長勝寺 木造大迦葉立像

長勝寺（茨城県潮来市）所蔵の、木造大迦葉立像（県指定文化財）の裾の部分にもやはり光圀自筆の由来記が刻まれている。

常陸国行方郡潮来郷海雲山長勝禪寺、中より派を改む。歴住の像なりと雖も、誰某かは知らず。堂の側に散在す。我偶これを観る。殆んど迦葉面貌に似たり。是に於て工に命じ新に刻雕す。以て迦葉尊者の肖像を作り、彼の仏殿に安置すと云。（原漢文）

元禄戊寅之歲 源光圀印  
(十一年)

この銘記によれば、この像はかなり破損した状態にあったものを光圀の命で修復できたわけである。

このように破損の甚だしい像や絵画を修復した例は他に正念寺（茨城県行方市）の阿弥陀如来像や福泉寺（茨城県鉾田市）の紙本墨画維摩居士像（県指定文化財）などいくつか確認できる。

しかし、修復した仏像の背面や裾部、絵画の軸裏などに、その由来を名とともに記しているのは、今日では文化財を毀損する行為であって許されるものではない。ただ、こうした光圀の刻銘があることによって、寺宝として尊重され、火災などの非常時にもいち早く運び出されて現在まで伝えられたという例もあり、功罪相半ばというところであろうか。

## 3) 諏訪神社 木造万年太夫夫婦坐像

木造万年太夫夫婦坐像（図4）は、茨城県日立市諏訪町の諏訪神社の神宝で光圀の寄進として知られる。光圀が夫婦像を修理奉納したさいにその理由を刻んだ銘文（万年太夫夫婦像改造記）には、



図4 木造万年太夫夫婦坐像（諏訪神社所蔵）

常陸多珂郡諏訪神祠、万年大夫藤原高利夫婦像有り。年久しく朽弊す。今新に工に命じ二像を改め造り、故の像を其の体中に藏し、以て将来に垂れんとす。（原漢文）

元禄三年歳次庚午十月吉日 水戸侯源光圀識

とある。この時光圀は63歳。藩主退任の年に当たる。諏訪神社に参詣した折、夫婦像が朽ちて傷んでいるのを見て、新しい夫婦像を工人に命じて造らせ、もとの夫婦像を保存すべく、それを新像の胎内に収めたのである。

昭和48年（1973）5月、茨城県文化財専門委員会（のち茨城県文化財保護審議会と改称）の調査により、実際に、像高27.5cmの万年太夫像、像高23.5cmの婦人像が光圀の造らせた像の胎内から現われ、光圀の銘文の真実性が確認された。この夫婦像は県指定の文化財で、鎌倉時代の作と推定されている<sup>10)</sup>。

## 3. 遺跡の保存・管理

### （1）那須国造碑の修理

天和3年（1683）6月、56歳の光圀は、藩内巡見で那須郡小口村（栃木県那須郡那珂川町）の庄屋大金重貞（重昭）家に立ち寄り、その時、大金自身の話とその著作『那須記』によって、ある古碑の存在を知った。その古碑は、下野国那須郡湯津上村（栃木県大田原市）の草むらに長年埋もれていたものであった。その後、貞享4年（1687）8月からの巡見

で、9月24日、馬頭村（那珂川町）に赴いた時、隨行の彰考館員佐々十竹にその古碑の拓本をとらせ、それは那須国造碑に相違ないと判断した光圀は、大金にその修理を命じた。しかるに、湯津上村は藩外のため、領主である代官と2人の旗本の了解を得る必要があったので、大金を仲介役として交渉させ、碑周辺の田畠山林六反四畝余を買収することになり、元禄4年（1691）の2月、難航した交渉はようやく成立した<sup>11)</sup>。

国造碑の修理は、現地に滞在した佐々の指揮のもと大金の協力を得て行われ、同年12月中旬にはほぼ竣工の運びとなった。光圀はそこに鞘堂を建てて碑の保存をはかることとし、その傍らに修驗を住まわせ、手当を支給して碑を守らせる方策をとった。現在は笠石神社と称し、碑はその神体として祀られ、国宝である。この那須国造碑は、永昌元年（689）に新羅から渡来した人々が那須国造韋提の高徳を称えてその死後まもなく建立したものと考えられている。

## （2）上・下侍塚古墳の発掘

那須国造碑の修理を終えるとすぐに光圀は、やはり佐々に命じ、大金の協力のもと近くの上侍塚・下侍塚<sup>12)</sup>（図5）の発掘を開始させた。何らかの事情で国造碑だけが湯津上へ移ったとすれば、碑もとあった場所の両古墳を掘れば、碑に関する史料（墓誌など）が見つかるかも知れない、と光圀は考えていたのである。発掘は大金の監督のもとではじまり、元禄5年（1692）2月中旬までにはおおむね終了したが、整地や土留めのため、墳丘のまわりに小松を植える作業などが続き、完了したのは4月中旬である。この間光圀は、出土品の鏡、高杯、「矢ノ根」（石鎧）などを水戸から派遣した絵師に描きとらせたあと、厚い松板の箱を用意させ、現物はその中へ、箱の蓋の内側に自身の書付「那須国造墳墓修築記」とともに入れ、との墳中に納めさせた。

この書付の表題を「那須国造墳墓修築記」としたのは、光圀は発掘後も古墳が那須国造の墳墓と信じており、その点は認めがたい。しかし、この発掘は学術的な着想をもって行われたわが国最初の試みで



図5 下侍塚古墳（南東より）



図6 湯津神村車塚御修理（個人蔵）

あることに大きな意義があり、しかも出土品を私物化することなく、原状を復元し、適切な保存方法を探ったことなどは高く評価されてしかるべきであろう。図6の絵は、絵師の画いた絵を大金が模写したものである。

下野那須郡湯津上村に大墓あり。何人の墓なるか

は知らざる也。その制度たるや、これ侯伯連師の墓也。是歳元禄壬申之春、儒臣良峯宗淳（佐々十竹：筆者注）に命じて、塋域を啓發す。もし誌石ありその名氏を知らば則ち碑を建て文を勒し、以て不朽に伝へんと欲する也。惜い哉、惟だ折刀破鏡の類有りて銘誌有ること莫し。これに於て瘞藏し、旧に仍って新に封築を加へ、四周に松を裁へてその崩壊を防ぐと云ふ。（原漢文）

前権中納（言）従三位源朝臣光闇識<sup>13)</sup>

### （3）鳴呼忠臣楠子之墓の建造

上・下侍塚古墳の発掘が済んでまもなく、今度は佐々を、建武3年（1336）楠木正成が自刃した場所と伝えられる摂津国兵庫浜（兵庫県神戸市）の湊川の地に派遣し、正成の忠臣ぶりを称える墓碑の建設を命じた。この建碑は光圀のかねての念願だったようである。佐々は、京都で諸準備を整えたのち、6月2日に湊川の広嚴寺に到着するや住吉（神戸市）

の石工頭を呼んで設計図を提示している。それは下壇まわり一丈四方、高さ五尺、上壇まわり五尺四方、高さ二尺五寸とし、その上に亀の背に載せて墓碑を建てるという構想で、耐震にも配慮するよう注文をつけた。

工事は7月19日からはじまり、石工35人がかりで8月には上下壇とも形態が整った。墓碑には光圀自身の揮毫になる「鳴呼忠臣楠子之墓」の文字を表面に彫らせ（図7）、碑陰にはかつて朱舜水<sup>14)</sup>が作った「楠公贊」の文章を京都の書家岡村元春に書かせ、彫らせた。工事が完了したのは元禄5年（1692）12月21日である<sup>15)</sup>。

正成自刃の地とされるこの場所には、かつて尼崎藩主青山幸利（元和2（1616）～貞享元（1684）が建てた五輪の供養塔とみずから植えた梅と松の2株があったのであるが、この度の建碑に際し、梅・松は切られ、五輪塔も新たな墓碑の下に埋められたという<sup>16)</sup>。この記述を見ると、旧跡への配慮を欠いたようにも受け取れるけれども、両侍塚古墳発掘にさいして入念な原状復元をはかった佐々がここでも現場責任者だったのであるから、その措置にはそれなりの然るべき理由があつてのことと考えられる。

### （4）神武天皇陵の修造請願

元禄7年（1694）の秋、光圀は、摂津高槻（大阪府）出身の彰考館員森儀塾（尚謙）に、神武天皇陵と伝えられる畠傍山陵の修造を建議する上表文を書くよう命ずることがあった<sup>17)</sup>。

500字ほどのその上表文の宛先については、他に徵すべき史料がないのではっきりしないが、文案をみると朝廷を想定したとも考えにくく、幕府への呈上を目論んだものではなかろうか。

しかし、上表文表題の下に割注のかたちで、「此の表、元禄甲戌（7年：引用者注）の秋、公命を承りて作る。而るに議有り、罷て達せず」（原漢文）とみえるように、何らかの「議有り」て、結局未提出に終ったのである。

佐々十竹は、前述の湊川建碑の重責を果たした元禄5年（1692）12月以降も翌6年にかけて京都・河



図7 「鳴呼忠臣楠子之墓」拓本（湊川神社）

内・奈良に滞在していたので、その史料採訪の折、畠傍山陵の荒廃を見、あるいは伝え聞いて、その実情を光圀に報告することがあり、それが森に上表文案を作成させる動機になったのかもしれない。

なお、のち九代の徳川斉昭も、光圀と同様の志願を抱いていたが、この時も実現には至らなかった<sup>18)</sup>。

#### (5) 多賀城碑の修復

光圀は元禄7年（1694）、在府中の仙台藩主伊達綱村へひそかに書簡<sup>19)</sup>を呈し、次のように申し入れた。

御領内宮城郡壺之石碑之事、古今其かくれなき碑ニ而候、近来及破損候由伝承候、御領内之事を外よりケ様之事申候段指出申たる様ニ候得共、何卒修復を加へ、碑之上ニ碑亭を建、永代迄伝り申様ニ仕度念願ニ候

については、出家一人遣わして勧化させるから、その費用で「壺之石碑」（多賀城碑。宮城県多賀城市）を修復したいともちかけ、鞘堂の建設も含め、これを実現させている。

「壺之石碑」は、万治・寛文（1658-72）の頃、土中から掘り出されたもので、元禄2年（1689）5月にここを訪れた松尾芭蕉は、『奥の細道』の「壺の碑」の項に、碑を目のあたりにすることことができた感激を、「爰に至りて疑なき千歳の記念、今眼前に古人の心を閲す。行脚の一徳、存命の悦び、羈旅の勞をわすれて、泪も落るばかり也」と記した。光圀の出家派遣は、その5年後に当るわけである<sup>20)</sup>。

### 4. 文書の修復・保存と絵図の模写

藩内の寺社や庄屋などの所蔵文書が、光圀の配慮で修復できたという伝承を耳にすることがあるものの、確証を得にくい場合が多い。そこでここではその確実な事例として、京都の僧遣迎院応空（遣迎院住職）の所蔵文書の修復について記すことにする。修史事業推進のため、彰考館員を全国に派遣していたことは前述したが、元禄7年（1694）当時、故郷

の京都に滞在して、史料の収集に当っていたのは大串雪瀬（平五郎）である。大串は、応空のもとにも足を運び、「遣迎院文書」や「三鈴寺<sup>21)</sup>反古」などの存在を知り、これを光圀に報告した。

その文書類が傷んでいるとの報告を受けたのであろう、光圀は早速「文書」や「反古」のみならず「什物」についても必要に応じ修復してつかわすよう指示し、また応空自身から、元禄3年（1690）に退任して以来、隠居所としていた西山御殿（茨城県常陸太田市）を直接訪ねたいとの意向を伝えられた時には、これを快く応諾した。

京都で行われた「文書」「反古」などの修復は、数ヶ月で終了したらしく翌8年8月、応空はまず藩主綱條に、さらに光圀にも謝意を言上すべく、修復を終えた文書類やその他『西山上人伝記』『明徳記』など8種類ほどの書物を携えて江戸へ下向した。これらの書類を持参したのは、修史に少しでも役立つならばと考えたからであろう。

応空はしばらく江戸に滞在したのち、9月下旬に西山御殿に到着した。応空が「余人とちがい御家ニ内縁も有之人にて<sup>22)</sup>」とのことであるが、いかなる縁故なのかは残念ながらわからない。

応空の持参した修復の文書を一見した光圀は、その出来具合に不満を抱き、これが水戸家の肝煎りで行った作業かといわれては面目がたたないからと、後日、京都で仕立直しをするように命じた。「遣迎院文書修復仕直しの覚」<sup>23)</sup>によって、それは縁起六巻、文書八巻、綸旨とそれらを入れる箱であることがわかる。仕立直しの作業は、明けて元禄9年（1696）1月末には上々の仕上りで完了したようである。

光圀は、修史事業を進めるうちに、諸文献・記録から恒例・臨時の朝儀に関する記事を拾い出し、これらを分類して部類立てにすれば、朝廷の政務・儀式の将来にも役立つだろうと考えるようになった。そこで天和年間（1681-83）からその方面的史料収集にも力を入れるようになり、当時はこれを「部類記」と称していた。

この「部類記」は、光圀の没後、『礼儀類典』515



図8 德川光圀編『礼儀類典図会 2巻』、写、国立国会図書館デジタルコレクション（抜粋）

卷という大部の書物となるのであるが、その史料収集にも応空は仲介の労をとっている。その一例をあげれば、光圀は、晩年の元禄11年（1698）、蔵人所出納を勤めていた大蔵大輔平田職直（豊後守）に、「大嘗会庭上之図」「御即位総図」「御高座図」「大礼幢之図」「御装束諸具之図」「御殿調度之図」などの模写を依頼した。これらは実際には絵師による細かな作業のため、応空のたびたびの督促にもかかわらず、光圀生前には間に合わなかったものもあったのであるが、これらは『礼儀類典』の中に色彩豊かに収録されて今日に伝えられている（図8）<sup>24)</sup>。

## 5. 古典の校合と出版

光圀は、修史事業と併行するかたちで、『万葉集』の研究、和文と漢詩文の集成、前述の『礼儀類典』のほか『花押叢』、『草露貫珠』などの編纂も行って

いる。これらはもちろん修史に役立てるためのものではあるが、今日からみると、それ自体独自の学問的価値を有する書物となっている。契沖の『万葉代匠記』はその顕著な実例である。

修史にはまた、史書や古典の古写本を収集してこれらを校訂し、定本を作ることも必須の作業で、光圀はこの点にも注目し、大きな成果をあげている。

諸本を校合して本文を確定した書には「校正」、その校正本を出版した書には「校刻」、校訂者の意見を書き込んだ書には「参考」を、それぞれ書名に冠する方式を探った。光圀時代の書物を記すと次のようである。

○校正本—『校正古事記』、『校正日本書紀』、『校正旧事記』、『校正続日本紀』、『校正続日本後紀』、『校正文徳実録』、『校正三代実録』

○校刻本—『校刻菅家文草』、『校刻難太平記』、『校刻韻府古篆彙選』、『校刻平治物語』

○参考本—『参考保元物語』、『参考平治物語』、『参考源平盛衰記』（この書のみ未刊）、『参考太平記』

校正本は元禄4年（1691）に江戸の昌平坂に聖堂が建てられた時、光圀はみずから跋文を記してここに奉納し、これらは水戸本といわれた。参考本は京都の小川柳枝軒（茨城屋多左衛門）から水戸藩蔵版として刊行され、校刻本も出版元はいずれも小川柳枝軒である<sup>25)</sup>。古典の出版が、その書物の亡失を防ぐ最良の手段であることはいうまでもない。

これらの諸本は、現在の史学や文学の研究に大いに役立っており、この方面での光圀の見識も高く評価されなければならないと思う。

元禄13年（1700）12月1日、彰考館員の中村篁溪は、西山御殿へ参上し、日光門主に進呈するための「毘沙門堂記録」の新写本ができ、その奥書の案文を認めてきたことを告げた。光圀はそれを読むように指示し、中村が読み上げると、吟味のうえ3ヶ所訂正するとともに、奥書には「光圀曾藏一本、今新

贋写」の二句を加え、これが光圀の絶筆となった。

かほとの御大病の中むつかしき儀、こまかに御吟味御直し等在之候段、人皆奉感候<sup>26)</sup>。

文化事業に生涯をかけてきた、いかにも光圀らしい所作ではあるまいか。翌2日からは床につき、死去するのは4日後の6日である。享年73。

### おわりに

光圀は修史に携わる彰考館員に対して、つねづね戒めて次のように語っていたという。

毎に史臣に戒めて曰く、皇朝の史を選するは固より汝輩のよく及ぶ所に非ず。後世必ず良史の者出てこれを修むること有らむ。吾はその稿に備ふるのみ<sup>27)</sup>。（原漢文）

光圀としては、よりよい史書の編纂は後世必ず優秀な史家が出現してこれを成就するであろうから、自分はそのための準備作業のつもりでこの事業に



図9 下侍塚古墳 夕焼け（東より）

当っている、というのである。

今日みる『大日本史』には、文章の一段落ごとに二行割にして逐一出典を明記し、学説の分かれるものについてもやはり二行割にして注記し、ここでこの学説を採用するのはこうした理由による、と考証の手続きまで記している。これらは、学問的態度から出た方策であるだけでなく、後世の史家への便宜のためでもあったにちがいない。「彰往考來」、「繼往開來」という明確な歴史意識が端的に物語っているように、光圀は過去から現在、そして未来へとつづく悠久の歴史の極微小の一点にすぎない自分が、限りある生命の中で何をしておかねばならないかをつねに考えていたのである。

光圀の文化財保護についての考え方もこれと全く同様であって、しかもその視野は、史料調査の規模や湊川建碑、多賀城碑修復などの例にみるとおり全国に及んでいた。たとえば古墳の出土品を私有物とせず、絵師に描きとらせ、頑丈な松の箱を造ってまた埋め戻したのは、永く保存することによって後世の調査・研究に役立たせることを期待していたからであろう。

荒廃している寺社の復興や傷んでいる多くの仏像・神像などを工費を与えて修理を命じたのも、六地蔵寺の書庫修繕のさい多くの小判がみつかったのも、みな将来への配慮であった。古典の校合や出版また然りである。

「部類記」(『礼儀類典』)編纂のさい、朝廷の儀式の図を絵師に模写させて後世に伝えようとしたのは、今これを描いておかなければ、後世、その儀式ではどのような装束で、どのような器物を使うのかわからなくなるのを心配してのことであった。一方、古墳の出土品を埋め戻し、修理後の仏像・神像をその寺社に保管させたように、文化財はあるべき場所にこそ置かれるべきだとの固い信念についても、今日、その態度は高く評価されるべきである。

史書の編纂に必須なこれら史料をできるかぎり多く健全な姿であるべき場所において後世に伝えたいと願う光圀の使命感は、年齢を重ねるにつれて強

まっていたであろう。実際に史書を編纂してみると、史料の大切さ、史料の存在することの有難さを身にしみて思い知らされたはずである。

ただ、前述のように、仏像の裾などに直接由来を陰刻・署名したのは、今日のように文化財への意識が高くなかった時代であったとはいえ、やはり批難されるべき行為にちがいないけれども、光圀の文化財に寄せる執念がそこに刻み付けられているとみることもできようか。

ともあれ、御三家水戸藩の藩主、前藩主という特別の地位にあって、権威を保持し、財力にも恵まれていたからこそみずからの念願をこれほどまでに実現できたといえるわけであるが、文化財保護にかける光圀の情熱は、修史事業の開始とともに興起し、以後光圀は、生涯変ることなくその情熱を燃やし続けたといえるのであろう。

### 【註】

- 1) 元禄8年(1695)の遣迎院応空〈後文4の項参照〉  
宛光圀書簡。徳川圀順編 1970『水戸義公全集』下 水府明徳会所収。
- 2) 「彰考」は、西晋の杜預の『春秋左氏伝』序にある「彰往考來」から採ったもの。過去を明らかにして将来を考えるという意味。
- 3) 本紀・列伝・志・表という四部門から成る。
- 4) 小宮山昌秀編 1885『史林年表』彰考館文庫託写(原蔵者:彰考館文庫(水戸市見川)) 東京大学史料編纂所蔵。
- 5) 常磐神社・水戸史学会編 1978『徳川光圀関係史料 水戸義公伝記逸話集』吉川弘文館所収。
- 6) 徳川圀順編 1970『水戸義公全集』上 水府明徳会所収。
- 7) 水戸市立博物館編 1989『徳川光圀:水戸市制100周年記念特別展』水戸市立博物館所収。
- 8) 前掲註6)
- 9) 小松寺〈茨城県東茨城郡城里町〉所蔵の「木造不動明王坐像」の光圀寄進刻銘が未収なので、まだ洩れているものがあるとみられる。
- 10) 瀬谷義彦 1979「水戸光圀とある神像の謎」『歴史有情』歴史有情刊行会所収。同 2000「生き残る常陸平氏一小松寺の平重盛一」『茨城の史話』茨城新聞社所収。
- 11) 湯津上村誌編さん委員会編 1979『湯津上村誌』湯津上村所収。

- 12) 当時は上車塚・下車塚と呼ばれていた。ともに前方後方墳。
- 13) 元禄5年2月、大金重貞「湯津神村車塚御修理」。個人蔵。
- 14) 光圀が水戸藩に招いた明の儒学者。光圀はみずから舜水の「門人」と称していた。
- 15) 拙著 2006『徳川光圀』吉川弘文館
- 16) 森田康之助著 1978『湊川神社史』中巻・景仰編 湊川神社
- 17) 上表文は森尚謙 1707『儼塾集』巻三、上書七 茨城大学図書館所収。
- 18) 拙稿 1997「徳川光圀・齊昭の修陵請願」『季刊考古学』58号 雄山閣所収。
- 19) 前掲註1) 掲載本所収。
- 20) 前掲註15)
- 21) 三鉢寺は慈円の法統を継ぐ名刹。
- 22) 元禄8年(1965)8月15日付、石井三栄花宛中村篁溪・安積澹泊書簡。『大日本史編纂記録』所収。京都大学文学研究科所蔵。
- 23) 「平五郎への書案」、元禄8年(1965)11月2日付、大串宛安積・中村書簡。前掲註22) 掲載本所収。
- 24) 拙稿 2016「徳川光圀と遣迎院応空」『茨城県史研究』100号 茨城県立歴史館所収。同 2022「徳川光圀と遣迎院応空補遺」『茨城史林』46号 茨城地方史研究会所収。
- 25) 水戸市編さん委員会編 1977『水戸市史』中巻(一) 水戸市役所、鈴木暎一・小堀のり子 2011「水戸藩の出版書・蔵書とその普及についての調査研究」『近世日本の学問・教育と水戸藩II』水戸市
- 26) 『桃源遺事』。前掲註5) 所収。
- 27) 「謝平玄中書」、安積澹泊『澹泊斎文集』、『続々群書類從』第十三 詩文部 国書刊行会所収。

### 【図版出典】

- 図1 久昌寺提供  
 図2、3 茨城県立歴史館発行『水戸黄門光圀とその周辺』より転載  
 図4 日立市郷土博物館提供  
 図5、6、9 大田原市教育委員会提供  
 図7 湊川神社  
 図8 国立国会図書館デジタルコレクション  
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2533124>

### ＜追記＞

発表時には触れなかったが、光圀は殖産全般にも深い関心をもっていて、その振興をはかるため、いろいろな具体策を講じている。『桃源遺事』(前出)巻五には、その一環として、禽獸草木の類で日本にないものは中国(「唐土」)から取り寄せ、水戸藩にないものは国内各地

から取り寄せたという記述があり、その実例として「草之類」32種、「木之類」58種、「虫之類」6種、「介並魚之類」5種、「禽之類」20種、「獸之類」14種を挙げている。

西山公(光圀:引用者)常々被仰候は、禽獸艸木やうの物迄世話ニいたし、ふえ候様ニ存候事、全く身の為にあらす。日本の為を思ふ故也と仰せられ候。

光圀はまた名木・古木を観賞することを好み、同じ『桃源遺事』巻五には、隠居後、西山御殿で生活していた時期の話として次のようなエピソードが紹介されている。

或年水戸城より南に当りて、小幡茨城郡(東茨城郡茨城町:引用者)といふ所の往還の傍に、類ひなき桜有一とせ花の比、春雨の晴間もなくふりける日、この桜の事を覚し召出され、雨中の花一しほにこそとて、御笠を召れ、遙々と彼木の下へ至り給ひ、宴を披き、詩を吟し、哥を詠し、終日御詠候。

この桜は、『水府志料』(小宮山楓軒著。水戸藩士)に、「其樹三十年前、風の為に折られ、今は其ひこばへあり」とみえる。のち九代藩主徳川齊昭がこの遺事を伝えるため街道沿いにその「ひこばへ」を植えたといわれるが、今その桜も見ることはできない。

しかし藩内には、大戸の桜(東茨城郡茨城町、国指定天然記念物)、外大野の枝垂桜(久慈郡大子町、県指定天然記念物)、小田野の三浦杉(常陸大宮市、県指定天然記念物)をはじめ、光圀ゆかりの名木・古木は幾つも現存する。

光圀がこれらの保存・管理をはっきりと指示した史料は見当らないけれども、それぞれの地元の人々が、光圀お手植えの桜とか、その木の下で光圀が歌を詠んだとか、言い伝えながら、これらの樹木を今日まで大切に守ってきたことも確かである。したがって、本文中の仏像などと同じように、結果的にはそれら名木・古木の保存・管理をはかる上で大きく寄与することになったといえよう。